

平成25年3月28日  
農林水産省経営局就農・女性課長

## 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について

技能実習制度については、平成12年3月に「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について（農林水産省農村振興局地域振興課通知。以下「通知」という。）」により適正・的確な運用を求めてきたところであるが、依然として賃金不払等の不正行為が見られるところである。

このようなことから、下記事項に留意の上、関係機関に対し、通知について再度周知徹底し、技能実習制度の適正な運用に向けた指導をお願いする。

### 記

- 1 通知においては、労働基準法の適用が除外されている労働時間関係規定について、「労働生産性の向上等のために、適切な労働時間管理を行い、他産業並みの労働環境等を目指していくことが必要」との観点から、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定に準拠することを求めているところであり、今後とも、通知を踏まえた適正・的確な制度の運用に努めること。
- 2 近年、農業分野の実習実施機関において、通知に反して、時間外労働・休日労働に対する割増賃金を支払わない雇用契約を締結している事案が報告されているほか、時間外労働に対する不当な低賃金といった不正行為の事例が公表されているところである。  
このような行為は、制度全体に対する不信感を招くばかりでなく、制度そのものの存続の是非を問われることにもなりかねないものであるので、適正・的確な技能実習制度の運営を行うこと。